

大津支部からのお知らせ

令和7年7月

事業者の皆様へ

(公社) 滋賀労働基準協会 大津支部長

「産業用ロボット(教示等)特別教育」開催のご案内

平素は、当協会大津支部の事業運営につきましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条第31号(産業用ロボット教示等業務)、同第32号(産業用ロボット検査等業務)では、事業者には「特別教育」を行うよう規定されています。

つきましては「産業用ロボット(教示等)特別教育」を実施しますのでご案内致します。

記

- 1 日 時 : 令和7年 9月30日(火) 8時55分から17時00分まで
- 2 会 場 : 滋賀労働基準協会 4F 研修室
大津市打出浜13番15号 笹川ビル4階 (TEL 077-522-1786)
(会場地図は後日受講票とともに送付させていただきます。)
- 3 対 象 者 : 産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて行うマニプレータの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更若しくは確認(以下、「教示等」という。)の業務、又は当該教示等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該教示等に係る機器の操作業務を行う者。(検査・修理・調整とその確認等の「検査等業務」は除く)。
- 4 教育科目 : 「学科」 ①産業用ロボットに関する知識(2時間)
②産業用ロボットの教示等作業に関する知識(4時間)
③関係法令(1時間)
「実技」 ①産業用ロボットの操作方法(1時間)
②産業用ロボットの教示等の作業方法(2時間)
★「実技」に関しては学科修了後2週間以内に各事業場において実施していただき、
「実技教育実施報告書」をご提出いただいた後に修了証を交付します。
- 5 定 員 : 80名
- 6 受付開始日 : 7月14日(月)から受付開始します。なお、事前予約はありません。
- 7 申込み方法 : 裏面申込書により 9月12日(金)まで
〒520-0806 大津市打出浜13番15号 笹川ビル4階
(公社) 滋賀労働基準協会 大津支部へお申し込みください。
(TEL 077-522-1786、FAX 077-522-1453)
※FAX できない時はご連絡ください。
- 8 受 講 料 : 会員1名 9,680円 (テキスト代・消費税込)
※但し、会員外は 11,880円 (テキスト代・消費税込)
- 9 納付方法 : 次のいずれかにより開講日の10日前までに納付してください。
(1) 現金又は現金書留(事前に提出した受講申込書の写しを持参又は同封)
(2) 銀行振込
①「請求書」を送付しますので、開講日の10日前までにお支払ください。
②「振込手数料」は申込者のご負担でお願いします。
③銀行振込時は「振込明細書」をもって領収書に代えさせていただきます。

10 その他

- (1) 「受講票」の送付は、受付次第順次、「請求書」とともに送付します。
(天候等で中止・変更する場合がありますので、ご留意ください。)
- (2) 所定の科目修了者(実技教育実施報告書を含む)には「修了証」を交付します。
- (3) 会場には駐車場がありません。公共交通機関をご利用のうえお越しください。
(JR膳所駅より徒歩約15分、または京阪電鉄石場駅より徒歩約5分)
*お車でお越しの場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。
- (4) 昼休憩時間が短いので、各自「昼食弁当持参」でご来場ください。
- (5) 指定場所以外には喫煙所はありません。「禁煙」にご協力ください。

..... <下記に記載し、このページをFAXしてください>

申込FAX番号:077-522-1453

「産業用ロボット(教示等)特別教育」受講申込書

(公社) 滋賀労働基準協会の〔 会員 ・ 会員外 〕(←どちらかに○印)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
()	昭和 ・ 平成 年 月 日	〒
()	昭和 ・ 平成 年 月 日	〒

- 【注 意】①「修了証」作成のためお名前は楷書で正確にご記入願います。
②受講者の変更は、前日までにご連絡ください。
③開講日前の1週間以内の取消・欠席、遅刻、早退の場合は受講料を返還いたしません。
④お知らせいただいた個人情報、本教育の目的以外に使用することはありません。

上記の者の受講を申し込みます。

令和 年 月 日

◆事業場名

◆所在地 〒

◆申込担当者職氏名

◆電話番号： _____

◆FAX 番号： _____

(公社) 滋賀労働基準協会大津支部長 殿

受講料納入方法	名	円	現金(書留)	銀行振込予定 □にレを！	月 日 □ 月 日	□ 月 日
					□ 月 日	□ 月 日